

## 訪問リハビリテーション利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設あるふぁ国立（以下「当事業所」という。）は、利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の継続を目指した訪問リハビリテーションサービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当サービスを利用することができるものとします。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、中止の意思表示をすることにより、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。

### (当施設からの解除)

第4条 次の事由に該当する場合は、事業所は利用者、身元保証人その他家族等（以下「利用者等」）に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、30日前に利用者等に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

ただしやむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができます。

- ① 利用者、身元保証人、またはその家族等が事業所やサービス従業者或いは他の利用者その他関係者に対してハラスメントや暴言・暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき
- ② 利用者、身元保証人、またはその家族等が、事業所や職員、もしくは他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき
- ③ 身元保証人またはその家族等が、利用者のサービス利用に関する事業者の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業者の運営を著しく阻害する行為が認められるとき
- ④ 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ⑤ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑥ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑦ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当サービスを利用させることができない場合
- ⑨ 信頼関係を保てなくなった場合

(利用料金)

第5条

- 1 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙料金表の利用単位の料金をもとに計算された利用期間ごとの合計額、またサービス提供地域外の利用者には職員の移動にかかる交通費を支払う義務があります。
- 2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、当月分料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月末日以降に送付します。また利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。
- 3 支払いの方法については、利用者及び扶養者が指定する金融機関口座からの引落によるものを原則とします。但し、口座引落による支払いが困難であるものとして当施設が認めた場合については、別途話し合いの上、双方合意した方法によるものとします。
- 4 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条

- 1 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(感染症)

第7条 感染症が認められ、他者に感染の危険がある場合は医療機関で他者への感染の恐れが無くなったと判断されるまで、利用を一時差し止め振り替えの機会を設けます。

感染の疑いや感染症が認められた場合は速やかに保健所等へ通知し、その指導により対応を図っていきます。

感染予防委員会は日常の衛生面や感染症発生時の対策を取り決め、これを職員に周知徹底を図ること、また研修の機会を設けます。

(事故発生時対応)

第9条 施設医の診断を受け、何らかの治療が必要となった場合、救急搬送を行い受診後、市に事故の報告を行います。又、事故が発生した場合、その発生経緯、対応等を速やかに主介護者に当たる家族に報告をいたします。また担当者は当施設規定の事故報告書に詳細を明記し、事故状況を各職員に周知徹底を図ることで再発防止に取り組んでいきます。

事故防止委員会は事故発生時における職員の対応と再発防止策が適正におこなわれているかを評価し、また発生状況の分析から安全における生活環境の整備等おこなっていきます。さらに研修の機会を設け再発防止に努めます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

## 第9条

- 1 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。
  - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
  - ② 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

## 第10条

- 1 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における訪問リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、入院を依頼することがあります。
- 3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(暴力・暴言・ハラスメントに対して)

## 第11条

暴力・暴言・ハラスメントに対して次にあげる措置を講じます。

- 1 暴力・暴言・ハラスメントに対し組織での適切な対応を図ります。
- 2 利用者に対する暴力・暴言・ハラスメントを防止し、啓発、普及する為の研修を実施しています。
- 3 暴力・暴言・ハラスメント行為が利用者やその家族から、他利用者や職員へあった場合には法的な処置と共に損害賠償を求めることがあります。

(虐待防止)

## 第12条

虐待の発生またはその再発を防止する為、次の措置を講じます。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について全職員への周知、徹底を図ります。
- 2 当施設における虐待防止のための指針を整備します。
- 3 職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第14条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する訪問リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函し申し出ることができます。

(賠償責任)

## 第15条

- 1 訪問リハビリテーションサービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- 3 利用者の保証人は、前項の場合、利用者と連帯して損害賠償を負担するものとしますが、保証人の賠償額は200万円を上限とします。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設あるふぁ国立のご案内  
(令和8年7月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名                   あるふぁ国立
- ・開設年月日           平成10年10月1日
- ・所在地                国立市谷保6-21-13
- ・電話番号             042-577-8121
- FAX 番号             042-577-8130
- ・管理者名            施設長    西大條    文一
- ・介護保険指定番号    訪問リハビリテーション (第1373400314号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅生活の継続を支援することを目的としています。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あるふぁ国立の運営方針]

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護、その他日常的に必要とされる医療、並びに、日常生活上の世話をを行い居宅における生活への復帰を目指す。

(3) 施設の職員体制

| 業 種      | 員数は法令の定めるところとする        |
|----------|------------------------|
| ・医 師     | 0.66 名以上               |
| ・看護・介護職員 | 22 名以上(2/7 は看護師が占める割合) |
| ・介護支援相談員 | 0.66 名以上               |
| ・支援相談員   | 0.66 名以上               |
| ・理学療法士   | 0.66 名以上               |
| ・作業療法士   |                        |
| ・言語聴覚士   |                        |
| ・管理栄養士   | 1 名以上                  |
| ・薬剤師     | 0.22 名以上               |
| ・事務職員    | 必要数                    |
| ・その他職員   | 必要数                    |
|          |                        |

(4) 訪問リハビリテーションの営業日・営業時間

- ・営業日               月曜日～土曜日

- ・休業日 日曜日、祝日、12月31日～1月3日
- ・営業時間 9時00分～18時00分
- ・サービス提供時間 9時30分～17時30分

#### (5) 訪問リハビリテーションの職員体制

員数は法令の定めるところとする

- ・管理者 1名
- ・医師 1名以上
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

## 2. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 

|       |             |               |
|-------|-------------|---------------|
|       | ①           | ②             |
| ・ 名 称 | 府中病院        | 府中恵仁会病院       |
| ・ 住 所 | 府中市美好町1-2-2 | 府中市住吉町5-2-1-1 |

- ・ 協力歯科医療機関 ①
  - ・ 名 称 まなべ歯科
  - ・ 住 所 相模原市中央区すすきの町41-11

※後期高齢者医療資格確認書のご提示をお願いすることがあります。

#### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇協力医療機関との間では、入居者様の病歴や情報を交換する会議が定期的に行われますのでご了承ください。

## 3. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。(電話04-2-577-8121)

## 4. サービス提供地域

国立市、府中市（一部）、国分寺市（一部）（その他の地域はご相談ください）

※サービス提供範囲の目安として、介護老人保健施設あるふぁ国立より直線距離で6km程度とする。従って上にサービス提供地域として挙げた市町村全域がサービス提供範囲ではない。

## <別紙2>

### 訪問リハビリテーションサービスについて

#### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2. 介護保健施設サービス

当サービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭での生活を続けられるかというリハビリテーション計画書に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

尚、サービスの初回には、お体に適したリハビリテーション計画を立案し実施する為の「評価」という作業を行います。これらもご利用時間に含まれます。

#### 3. 利用料金

##### (1) 別紙料金表に記載

##### (2) 支払い方法

利用料は月毎にご利用実績に基づいて算定され、ご利用月の翌月中旬にご請求書を発送します。その後、同月 27 日（27 日が土曜、日曜、祝日にあたる場合にはその翌日）に各ご指定の金融機関口座からのお引落としにてお支払いいただきます。また領収書につきましては当方でご入金の確認がとれ次第の発行となり、郵送にてご指定の住所までお送りいたします。

やむを得ず口座引落以外の方法によりご利用料金をお支払いいただく場合には、領収書のお渡しについても別途取決めた方法によるものとします。

尚、領収書の再発行は致しかねますので、その点予めご了承下さい。

## ハラスメントの禁止

職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- ① 身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。 例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。
- ② 精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
- ③ セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。 例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

### <ご相談時間の制限>

弊所をはじめとする福祉サービス機関は、広く市民の皆様に福祉サービスをご提供し、或いは福祉サービスをご利用頂けるよう、適宜情報提供するなどの支援をすることを目的としています。その活動の中で、特定の方からの長時間／長期間にわたるご相談やご質問、解決すべき課題と関連性を認め難いお話などに一人の職員が対応し続けることは、他の多くの方々を支援する機会が失われることに繋がりがねません。

そのような観点から、弊所ではご相談の時間を原則1回あたり30分とし、回数や総時間数等に限上を設けさせていただいております。

ただし課題との関連性や必要性の見極めは事案により異なり得るところ、すべて一律に上限を設定することは致しません。必要に応じて、職員が個別に申し入れをさせていただきます。

皆様のご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設あるふぁ国立では、利用者等の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を以下の通り定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険業務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ― 入退所等の管理
  - ― 会計
  - ― 事故等の報告
  - ― 当該利用者の介護サービスの向上

#### 「他の事業者への情報提供を伴う利用目的」

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ― 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ― 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ― 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ― 家族への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - ― 保険業務の委託
  - ― 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ― 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 「当施設での内部での利用に係わる利用目的」

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - ― 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ― 当施設において行われる学生の実習への協力

### 【他の事業者への情報提供に係わる利用目的】

- ・ 当施設の管理運営のうち
  - ― 外部監査機関への情報提供

## 訪問リハビリテーション料金表 4-1

## ◆予防 基本サービス費(保険給付による1割負担分)

| 費目                      | 料金     | 対象             | 説明                                                                               |
|-------------------------|--------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 予防訪問リハ2                 | 323円/回 | 要支援1・2の方<br>全員 | リハビリ専門職がご自宅にお伺いしリハビリを行うことにより算定されます。                                              |
| 予防訪問リハ退院時共同指導加算         | 650円/回 | 該当する方のみ        | 退院時に、リハビリ専門職がカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行い、その内容を在宅でのリハビリ計画に反映させた場合に算定されます。 |
| 予防訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算 | 217円/日 | 該当する方のみ        | 医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。                      |
| 予防訪問リハ計画診療未実施減算         | -55円/回 | 該当する方のみ        | 事業所の医師が訪問リハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合に算定されます。                                         |
| 予防訪問リハ12月超減算            | -33円/回 | 該当する方のみ        | 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に減算されます。                       |
| 予防訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)     | 7円/回   | 要支援1・2の方<br>全員 | 訪問リハビリを行う、リハビリ専門職の内、勤続年数3年以上のスタッフが1名以上いる場合、算定されます。                               |
| 予防訪問リハ介護職員等処遇改善加算       | 1.5%   | 要支援1・2の方<br>全員 | サービス費合計単位数の15/1000が算定されます。                                                       |

## ◆基本サービス費(保険給付による1割負担分)

| 費目                    | 料金     | 対象             | 説明                                                                                   |
|-----------------------|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問リハ2                 | 334円/回 | 要介護1～5の方<br>全員 | リハビリ専門職がご自宅にお伺いしリハビリを行うことにより算定されます。                                                  |
| 訪問リハ退院時共同指導加算         | 650円/回 | 該当する方のみ        | 退院時に、リハビリ専門職がカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行い、その内容を在宅でのリハビリ計画に反映させた場合に算定されます。     |
| 訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算 | 217円/日 | 該当する方のみ        | 医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。                          |
| 訪問リハ認知症短期集中リハ加算       | 260円/回 | 該当する方のみ        | 認知症の診断があり、改善の見込がある利用者に対し、医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。 |
| 訪問リハ計画診療未実施減算         | -55円/回 | 該当する方のみ        | 事業所の医師が訪問リハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合に算定されます。                                             |
| 訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)     | 7円/回   | 要介護1～5の方<br>全員 | 訪問リハビリを行う、リハビリ専門職の内、勤続年数3年以上のスタッフが1名以上いる場合、算定されます。                                   |
| 訪問リハ介護職員等処遇改善加算       | 1.5%   | 要支援1・2の方<br>全員 | サービス費合計単位数の15/1000が算定されます。                                                           |

※1日あたりのサービス提供時間は基本40分(20分×2回)となります。

[キャンセル料] 前日18:00までにご連絡なく当日キャンセルされますとキャンセル料を頂きます。

20分のサービス利用の方 : 300円 40分のサービス利用の方 : 600円 60分のサービス利用の方 : 900円

## 【交通費について】

スタッフがご自宅へ訪問するにあたり、交通費が発生した際には下記の条件に従いその実費分がご利用者様負担となります。

1. 交通費とは、公の交通機関(電車・バス等)の運賃、また有料駐車場を使用した際に発生した料金のうち、実際のサービスに要した時間分の駐車料金をさします。当施設の車両で伺った際のガソリン代については交通費に含みません。
2. 1に挙げる交通費が発生した場合でも、訪問先が国立市内及び当施設より半径6km以内である場合には、当該交通費は当施設負担とさせていただきます、請求は行いません。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

## ご利用金額の目安

(短期集中リハ加算なし)

| 介護度/回数(20分) | 1回   | 2回   | 3回   | 4回     | 5回     | 6回     | 7回     | 8回     | 9回     | 10回    |
|-------------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援         | 280円 | 559円 | 838円 | 1,117円 | 1,396円 | 1,676円 | 1,955円 | 2,234円 | 2,513円 | 2,792円 |
| 要介護         | 291円 | 581円 | 871円 | 1,161円 | 1,452円 | 1,742円 | 2,032円 | 2,322円 | 2,613円 | 2,903円 |

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります

## 訪問リハビリテーション料金表 4-1

## ◆予防 基本サービス費(保険給付による2割負担分)

| 費目                      | 料金       | 対象             | 説明                                                                               |
|-------------------------|----------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 予防訪問リハ2                 | 646円/回   | 要支援1・2の方<br>全員 | リハビリ専門職がご自宅にお伺いしリハビリを行うことにより算定されます。                                              |
| 予防訪問リハ退院時共同指導加算         | 1,300円/回 | 該当する方のみ        | 退院時に、リハビリ専門職がカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行い、その内容を在宅でのリハビリ計画に反映させた場合に算定されます。 |
| 予防訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算 | 434円/日   | 該当する方のみ        | 医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。                      |
| 予防訪問リハ計画診療未実施減算         | -109円/回  | 該当する方のみ        | 事業所の医師が訪問リハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合に算定されます。                                         |
| 予防訪問リハ12月超減算            | -65円/回   | 該当する方のみ        | 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に減算されます。                       |
| 予防訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)     | 13円/回    | 要支援1・2の方<br>全員 | 訪問リハビリを行う、リハビリ専門職の内、勤続年数3年以上のスタッフが1名以上いる場合、算定されます。                               |
| 予防訪問リハ介護職員等処遇改善加算       | 1.5%     | 要支援1・2の方<br>全員 | サービス費合計単位数の15/1000が算定されます。                                                       |

## ◆基本サービス費(保険給付による2割負担分)

| 費目                    | 料金       | 対象             | 説明                                                                                   |
|-----------------------|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問リハ2                 | 667円/回   | 要介護1～5の方<br>全員 | リハビリ専門職がご自宅にお伺いしリハビリを行うことにより算定されます。                                                  |
| 訪問リハ退院時共同指導加算         | 1,300円/回 | 該当する方のみ        | 退院時に、リハビリ専門職がカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行い、その内容を在宅でのリハビリ計画に反映させた場合に算定されます。     |
| 訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算 | 434円/日   | 該当する方のみ        | 医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。                          |
| 訪問リハ認知症短期集中リハ加算       | 520円/回   | 該当する方のみ        | 認知症の診断があり、改善の見込がある利用者に対し、医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。 |
| 訪問リハ計画診療未実施減算         | -109円/回  | 該当する方のみ        | 事業所の医師が訪問リハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合に算定されます。                                             |
| 訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)     | 13円/回    | 要介護1～5の方<br>全員 | 訪問リハビリを行う、リハビリ専門職の内、勤続年数3年以上のスタッフが1名以上いる場合、算定されます。                                   |
| 訪問リハ介護職員等処遇改善加算       | 1.5%     | 要支援1・2の方<br>全員 | サービス費合計単位数の15/1000が算定されます。                                                           |

※1日あたりのサービス提供時間は基本40分(20分×2回)となります。

[キャンセル料] 前日18:00までにご連絡なく当日キャンセルされますとキャンセル料を頂きます。

20分のサービス利用の方 : 300円 40分のサービス利用の方 : 600円 60分のサービス利用の方 : 900円

## 【交通費について】

スタッフがご自宅へ訪問するにあたり、交通費が発生した際には下記の条件に従いその実費分がご利用者様負担となります。

- 交通費とは、公の交通機関(電車・バス等)の運賃、また有料駐車場を使用した際に発生した料金のうち、実際のサービスに要した時間分の駐車料金をさします。当施設の車両で伺った際のガソリン代については交通費に含みません。
- 1に挙げる交通費が発生した場合でも、訪問先が国立市内及び当施設より半径6km以内である場合には、当該交通費は当施設負担とさせていただきます、請求は行いません。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

## ご利用金額の目安

(短期集中リハ加算なし)

| 介護度/回数(20分) | 1回   | 2回     | 3回     | 4回     | 5回     | 6回     | 7回     | 8回     | 9回     | 10回    |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援         | 559円 | 1,118円 | 1,675円 | 2,233円 | 2,792円 | 3,351円 | 3,910円 | 4,467円 | 5,025円 | 5,584円 |
| 要介護         | 581円 | 1,161円 | 1,742円 | 2,322円 | 2,903円 | 3,483円 | 4,064円 | 4,644円 | 5,225円 | 5,805円 |

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります

## 訪問リハビリテーション料金表 4-1

## ◆予防 基本サービス費(保険給付による3割負担分)

| 費目                      | 料金       | 対象             | 説明                                                                               |
|-------------------------|----------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 予防訪問リハ2                 | 969円/回   | 要支援1・2の方<br>全員 | リハビリ専門職がご自宅にお伺いしリハビリを行うことにより算定されます。                                              |
| 予防訪問リハ退院時共同指導加算         | 1,950円/回 | 該当する方のみ        | 退院時に、リハビリ専門職がカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行い、その内容を在宅でのリハビリ計画に反映させた場合に算定されます。 |
| 予防訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算 | 650円/日   | 該当する方のみ        | 医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。                      |
| 予防訪問リハ計画診療未実施減算         | -163円/回  | 該当する方のみ        | 事業所の医師が訪問リハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合に算定されます。                                         |
| 予防訪問リハ12月超減算            | -98円/回   | 該当する方のみ        | 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に減算されます。                       |
| 予防訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)     | 20円/回    | 要支援1・2の方<br>全員 | 訪問リハビリを行う、リハビリ専門職の内、勤続年数3年以上のスタッフが1名以上いる場合、算定されます。                               |
| 予防訪問リハ介護職員等処遇改善加算       | 1.5%     | 要支援1・2の方<br>全員 | サービス費合計単位数の15/1000が算定されます。                                                       |

## ◆基本サービス費(保険給付による3割負担分)

| 費目                    | 料金       | 対象             | 説明                                                                                   |
|-----------------------|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問リハ2                 | 1,001円/回 | 要介護1～5の方<br>全員 | リハビリ専門職がご自宅にお伺いしリハビリを行うことにより算定されます。                                                  |
| 訪問リハ退院時共同指導加算         | 1,950円/回 | 該当する方のみ        | 退院時に、リハビリ専門職がカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行い、その内容を在宅でのリハビリ計画に反映させた場合に算定されます。     |
| 訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算 | 650円/日   | 該当する方のみ        | 医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。                          |
| 訪問リハ認知症短期集中リハ加算       | 780円/回   | 該当する方のみ        | 認知症の診断があり、改善の見込がある利用者に対し、医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。 |
| 訪問リハ計画診療未実施減算         | -163円/回  | 該当する方のみ        | 事業所の医師が訪問リハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合に算定されます。                                             |
| 訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)     | 20円/回    | 要介護1～5の方<br>全員 | 訪問リハビリを行う、リハビリ専門職の内、勤続年数3年以上のスタッフが1名以上いる場合、算定されます。                                   |
| 訪問リハ介護職員等処遇改善加算       | 1.5%     | 要支援1・2の方<br>全員 | サービス費合計単位数の15/1000が算定されます。                                                           |

[キャンセル料] 前日18:00までにご連絡なく当日キャンセルされますとキャンセル料を頂きます。

20分のサービス利用の方 : 300円 40分のサービス利用の方 : 600円 60分のサービス利用の方 : 900円

## 【交通費について】

スタッフがご自宅へ訪問するにあたり、交通費が発生した際には下記の条件に従いその実費分がご利用者様負担となります。

1. 交通費とは、公の交通機関(電車・バス等)の運賃、また有料駐車場を使用した際に発生した料金のうち、実際のサービスに要した時間分の駐車料金をさします。当施設の車両で伺った際のガソリン代については交通費に含みません。
2. 1に挙げる交通費が発生した場合でも、訪問先が国立市内及び当施設より半径6km以内である場合には、当該交通費は当施設負担とさせていただきます、請求は行いません。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

## ご利用金額の目安

(短期集中リハ加算なし)

| 介護度/回数(20分) | 1回   | 2回     | 3回     | 4回     | 5回     | 6回     | 7回     | 8回     | 9回     | 10回    |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援         | 839円 | 1,677円 | 2,512円 | 3,350円 | 4,188円 | 5,027円 | 5,865円 | 6,700円 | 7,538円 | 8,376円 |
| 要介護         | 871円 | 1,742円 | 2,613円 | 3,483円 | 4,354円 | 5,225円 | 6,096円 | 6,966円 | 7,837円 | 8,708円 |

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります

## 訪問リハビリテーション料金表 4-1

## ◆予防 基本サービス費

| 費目                      | 料金       | 対象             | 説明                                                                               |
|-------------------------|----------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 予防訪問リハ2                 | 3,227円/回 | 要支援1・2の方<br>全員 | リハビリ専門職がご自宅にお伺いしリハビリを行うことにより算定されます。                                              |
| 予防訪問リハ退院時共同指導加算         | 6,498円/回 | 該当する方のみ        | 退院時に、リハビリ専門職がカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行い、その内容を在宅でのリハビリ計画に反映させた場合に算定されます。 |
| 予防訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算 | 2,166円/日 | 該当する方のみ        | 医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。                      |
| 予防訪問リハ計画診療未実施減算         | -541円/回  | 該当する方のみ        | 事業所の医師が訪問リハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合に算定されます。                                         |
| 予防訪問リハ12月超減算            | -324円/回  | 該当する方のみ        | 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に減算されます。                       |
| 予防訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)     | 64円/回    | 要支援1・2の方<br>全員 | 訪問リハビリを行う、リハビリ専門職の内、勤続年数3年以上のスタッフが1名以上いる場合、算定されます。                               |

## ◆基本サービス費

| 費目                    | 料金       | 対象             | 説明                                                                                   |
|-----------------------|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問リハ2                 | 3,335円/回 | 要介護1～5の方<br>全員 | リハビリ専門職がご自宅にお伺いしリハビリを行うことにより算定されます。                                                  |
| 訪問リハ退院時共同指導加算         | 6,498円/回 | 該当する方のみ        | 退院時に、リハビリ専門職がカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行い、その内容を在宅でのリハビリ計画に反映させた場合に算定されます。     |
| 訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算 | 2,166円/日 | 該当する方のみ        | 医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。                          |
| 訪問リハ認知症短期集中リハ加算       | -541円/回  | 該当する方のみ        | 認知症の診断があり、改善の見込がある利用者に対し、医師の指示を受けたリハビリ専門職が退院日、または訪問開始日から3月以内に、リハビリを集中的に行った場合に算定されます。 |
| 訪問リハ計画診療未実施減算         | 2,599円/回 | 該当する方のみ        | 事業所の医師が訪問リハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合に算定されます。                                             |
| 訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)     | 64円/回    | 要介護1～5の方<br>全員 | 訪問リハビリを行う、リハビリ専門職の内、勤続年数3年以上のスタッフが1名以上いる場合、算定されます。                                   |

※1日あたりのサービス提供時間は基本40分(20分×2回)となります。

[キャンセル料] 前日18:00までにご連絡なく当日キャンセルされますとキャンセル料を頂きます。

20分のサービス利用の方 : 300円 40分のサービス利用の方 : 600円 60分のサービス利用の方 : 900円

## 【交通費について】

スタッフがご自宅へ訪問するにあたり、交通費が発生した際には下記の条件に従いその実費分がご利用者様負担となります。

1. 交通費とは、公の交通機関(電車・バス等)の運賃、また有料駐車場を使用した際に発生した料金のうち、実際のサービスに要した時間分の駐車料金をさします。当施設の車両で伺った際のガソリン代については交通費に含みません。
2. 1に挙げる交通費が発生した場合でも、訪問先が国立市内及び当施設より半径6km以内である場合には、当該交通費は当施設負担とさせていただきます、請求は行いません。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※基本利用料とは当施設の料金形態における位置づけをあらわしたものであり、定額制を意味するものではありません。

## ご利用金額の目安

(短期集中リハ加算なし)

| 介護度/回数(20分) | 1回     | 2回     | 3回     | 4回      | 5回      | 6回      | 7回      | 8回      | 9回      | 10回     |
|-------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 要支援         | 2,750円 | 5,501円 | 8,252円 | 11,003円 | 13,754円 | 16,504円 | 19,255円 | 22,006円 | 24,757円 | 27,508円 |
| 要介護         | 2,859円 | 5,718円 | 8,577円 | 11,436円 | 14,295円 | 17,154円 | 20,013円 | 22,872円 | 25,732円 | 28,591円 |

※ご利用のサービスまたはご利用者様の状態によって金額が変わることがあります